

ご購入者様各位

訂正のお願い

前略

弊社出版物「自動車検査ハンドブック 平成 27 年版」におきまして、誤りがございました。お詫びするとともに、下記の通り訂正をお願い申し上げます。

なお、別紙「審査事務規程 第 65 次及び第 66 次改正と訂正について」も合わせてご覧下さい。218 ページ及び 265 ページの訂正箇所にご直接貼り付けるように制作されています。

記

頁	訂正箇所	誤 (アンダーライン箇所)	正 (太字が訂正箇所)
218	上から 1 行目 及び 2 行目	[土砂等運搬車の <u>固定</u> 荷台のさし枠取付金具禁止] ③上記②に該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台であって、さし枠の取付金具を有するもの。	[土砂等運搬車の 傾斜 荷台のさし枠取付金具禁止] ③上記②に該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台 (荷台が傾斜するものに限る) であって、さし枠の取付金具を有するもの。
250	下から 15 行目	※平成 <u>23</u> 年 3 月 31 日以前に～	※平成 22 年 3 月 31 日以前に～
252	下から 2 行目	※平成 <u>23</u> 年 3 月 31 日以前に～	※平成 22 年 3 月 31 日以前に～
265	上から 6 行目 及び 7 行目	<u>プローブの挿入</u> 排出ガスの光吸収係数は、自動車の排気管内にプローブを <u>根元</u> まで挿入して測定する。ただし、プローブを <u>根元</u> まで挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。	<u>プローブの挿入</u> 排出ガスの光吸収係数は、自動車の排気管内にプローブを 排気管出口径の 3 倍以上 6 倍以下の長さ まで挿入して測定する。ただし、プローブを 排気管出口径の 3 倍以上 6 倍以下の長さ まで挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。